

令和8年6月30日（火）

< 応急仮設住宅の延長 >

■能登半島地震復旧・復興推進部

生活再建支援課長 念介

外線 076-225-1982 内線 6320

< 県営住宅の延長 >

■土木部建築住宅課長 表

外線 076-225-1775 内線 5300

令和6年能登半島地震に係る応急仮設住宅の 入居期間の延長について

令和6年能登半島地震で住宅に大きな被害を受けた方に対して提供している応急仮設住宅について、別紙のとおり入居期間を延長することとしたのでお知らせします。

令和6年能登半島地震に係る応急仮設住宅の入居期間の延長について

- 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与に関し、国との協議を経て、今般、入居期間を延長することとした。
- これにより、入居者のみなさまにおかれては、やむを得ない理由により応急仮設住宅の入居期間内に新たな住まいの確保ができない場合には、引き続き1年を超えない範囲での応急仮設住宅での入居が可能となる。
- 今後とも、入居者のみなさまの状況に応じて、応急仮設住宅の入居期間の更なる延長について国と協議していく。

1 対象市町(被災元市町)

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町（白山市、野々市市、川北町を除く16市町）

2 入居期間

令和6年能登半島地震により災害救助法に基づく応急仮設住宅が供与されている者のうち、やむを得ない理由により、応急仮設住宅の入居期間内に退去できない者について、入居期間を3年から4年に延長する。

→ 建設型応急住宅：建築工事の完成から3年の入居期間を4年に延長

賃貸型応急住宅：入居の日から3年の入居期間を4年に延長

<参考>

- ・応急仮設住宅の入居状況（6月1日時点）

建設型応急住宅：5,659世帯 11,033人 賃貸型応急住宅：1,858世帯 3,760人

3 今後の手続きについて

- ・市町から応急仮設住宅の入居者に、延長要件を示した延長申出書などを順次送付
- ・入居者が市町に郵送もしくはオンラインで回答
- ・県及び市町が延長理由を確認した上で、その結果を入居者に通知
- ・各市町の担当課、県生活再建支援課、いしかわ被災者支援センターにて相談を受け付ける

県生活再建支援課：月～金 9:00～17:00

いしかわ被災者支援センター：月～土 9:00～18:00

<応急的な住まいとして県営住宅に入居している被災者への対応>

- ・入居期間の延長要件は、応急仮設住宅と同様とする
- ・順次、延長意向を確認し、要件を満たす入居者に結果を通知

4 応急仮設住宅の延長要件について

再建方法	やむを得ない理由（延長要件）
自宅再建	① 被災地域（※能登地域に限る）での自宅再建を決めているが、業者の確保が困難で契約に至っておらず、まだ工事に着手できないため
	② 自宅再建を決めており、業者と契約済みだが、工期が長期に及ぶ見込みであるため
	③ 自宅再建を決めているが、公共事業等の関係から再建を進められないため など
民間賃貸住宅	被災地域（※能登地域に限る）の民間賃貸住宅等へ入居したいが、物件が見つからないため など
公営住宅等	復興公営住宅等に入居したいが、仮設住宅の入居期間内で建設されていないため
その他	避難指示、集団移転の方針が決まっていないため、仮設住宅の入居期間に退去できないため など

※ 能登地域：輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町の6市町